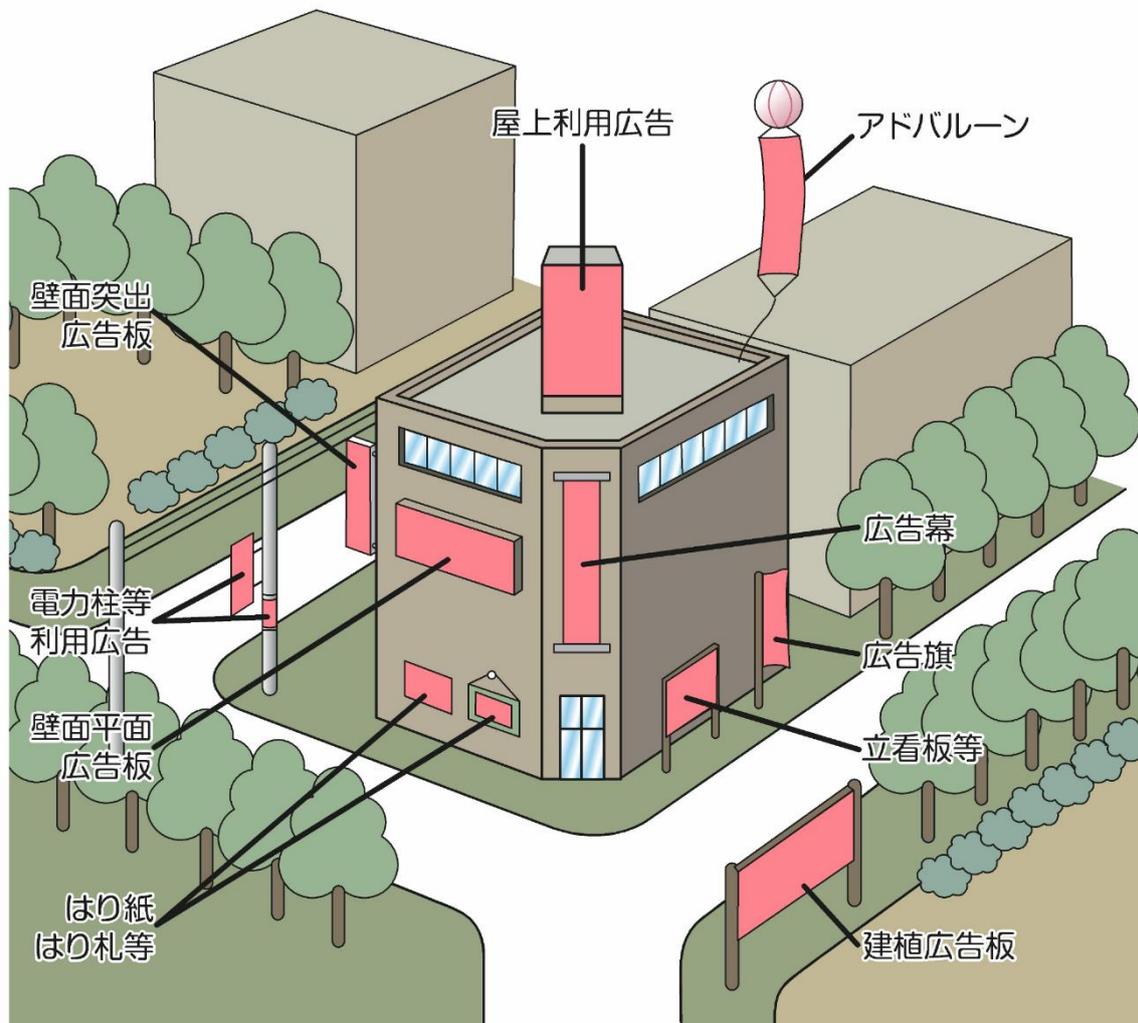


宮城県屋外広告物条例のしおり 「宮城のまちなみづくり」



守ろう！宮城の眺めと屋外広告物のルール

まちのあちこちで見受けられる屋外広告物。普段何気なく見過ごされがちですが、例えば、けばけばしい看板一つが、まちなみや景観を大きく変えてしまっている場合もあるのです。

景観に気を配るという姿勢は、お店や会社のイメージアップにもなるでしょう。アイデアしだいで、良くもなり、悪くもなる見慣れた風景。

宮城の自然と文化を生かしたまちなみをつくり育てていくために、県民や事業者のみなさんの理解と協力は、なくてはならないものなのです。

宮 城 県

[令和6年8月改定版]

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外で、様々な人に向かって表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などのことをいいます。

屋外広告物法では、「屋外広告物」を次のように定義しています。次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。

- 1 常時又は一定の期間継続して
- 2 屋外で
- 3 公衆に表示される
- 4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※表示の期間が4日から5日程度の短期間のみ表示される場合は、上記の「一定の期間」には該当しません。

禁止広告物とは

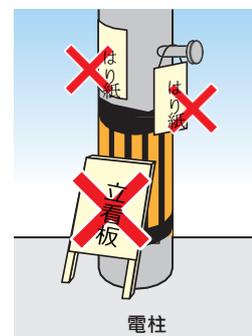
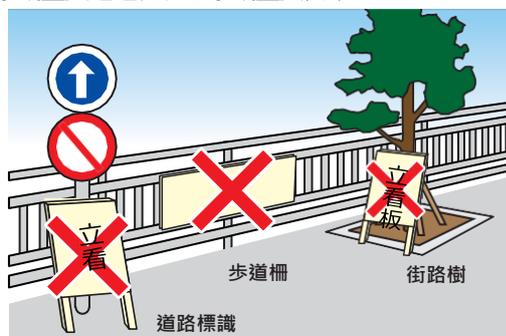
次に該当するような広告物は、**どんな場合でも表示することはできません。**

- 1 著しく汚れたり、退色したり、塗料等がはく離しているもの
- 2 著しく壊れたり、老朽化しているもの
- 3 倒れたり、落下したりするおそれのあるもの
- 4 信号機や道路標識などと紛らわしいものや信号機や道路標識などの効用を妨げるおそれがあるもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

次のような公共的な物件や視覚上大きな位置を占める物件には、**広告物を表示することはできません。**

- 1 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 2 道路等の擁壁
- 3 街路樹及び路傍樹
- 4 信号機、道路標識、歩道さく、駒止め(※1)及び里程標(※2)
- 5 消火栓、火災検知機及び火の見やぐら
- 6 郵便ポスト及び電話ボックス
- 7 送電塔、路上変電塔及び送受信塔
- 8 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- 9 銅像、神仏像及び記念碑
- 10 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱(金属製の巻型、そで型の広告物を表示する場合を除く。)
- 11 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木



ただし、送電塔、路上変電塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクにその所有者や管理者が自己の氏名、名称、店名・商標、事業や営業の内容を表示する場合には、この規制を受けません。

また、上記の全ての物件について、その所有者や管理者が管理上の必要に基づく広告物を表示する場合も、この規制を受けません。

※1 道路わきに転落や侵入、巻き込み等を防止するため、切り石やブロックを用いて設ける低い防護設備。

※2 距離を記して道路・線路のわきに立てた標識。

禁止地域

…広告物を表示することができない地域

ただし、自家用広告物や道標、案内図板のように必要性の高い広告物は、あらかじめ許可を受けた場合に限って表示することができます（11・12ページ参照）。

◆第1種禁止地域

自然環境や都市の美しさを守るために、広告物を表示することが望ましくない地域です。

許可を受けた自家用広告物や道標、案内図板についてのみ、表示することができます。



- 1 風致地区（白石、鳴子）
- 2 文化財（建造物）の周囲50m
- 3 特別名勝松島などの史跡名勝天然記念物
- 4 風致保安林
- 5 伊豆沼・内沼、釜房湖などの自然環境保全地域
- 6 加瀬沼、県民の森などの緑地環境保全地域
- 7 都市公園
- 8 高速自動車国道法に規定する「高速自動車道」及び道路法に基づき指定された「自動車専用道路」等（以下「高速道路等」という）
- 9 東北新幹線、東北本線などの県内の鉄道
- 10 学校、図書館、公民館などの敷地 など

◆第2種禁止地域

新幹線や高速自動車道から展望することができる地域など、広告物が過度に集中するおそれの高い地域です。許可を受けた自家用広告物や道標、案内図板についてのみ、表示することができます。

- 1 高速道路等から展望することができる区域で高速道路等の路肩から500m以内の区域（商業地域、工業地域、住居地域などの用途地域又は地区計画が定められている地域を除く）
 - 2 県道牡鹿半島公園線から展望することができる区域で県道牡鹿半島公園線の路肩から100m以内の区域
 - 3 東北新幹線、仙台空港線から展望できる区域で東北新幹線、仙台空港線の両側500m以内の区域（商業地域、工業地域、住居地域など用途地域が定められている区域又は地区計画の定めがある区域を除く）
- ※地区計画…地区の特性にふさわしいまちづくりのため、住民の意向を反映させつつ建築物の用途、形態に制限を定め、道路・公園等の公共施設の配置及び規模を一体的・総合的に計画するもの

許可地域

…広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければならない地域

許可の基準については、地域の土地利用等を考慮して**3段階**に分けられています（8ページ参照）。

- 1 特別名勝松島のうち市街化区域又は地区計画が定められている地域
- 2 国道又は国道から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域
- 3 県道（主要地方道）及び県道（主要地方道）から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域
- 4 東北本線など県内の鉄道から展望できる区域でその施工基面から500m以内の区域
- 5 都市計画区域
- 6 高速道路等のパーキングエリア及びサービスエリアの区域

◆第1種許可地域

良好な住環境の整備を図るため、広告物を抑制する地域です。

都市計画法に基づいて定められている都市計画区域のうち、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域（以下「住居専用地域等」という）。用途地域ではないが住居専用地域等に準じる地区計画の定めがある地域。

◆第2種許可地域

自然環境やその周辺市街地と広告物の調和を図る地域です。

都市計画区域以外の許可地域と都市計画区域のうち、市街化調整区域と用途地域又は地区計画の定めがない地域。

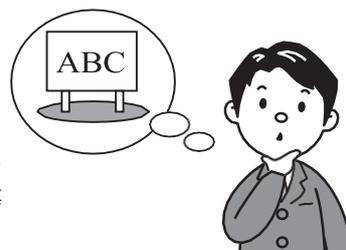
◆第3種許可地域

都市環境と広告物の調和を図る地域です。

都市計画区域のうち用途地域の定めがある地域又は地区計画の定めがある地域（住居専用地域等を除く）。

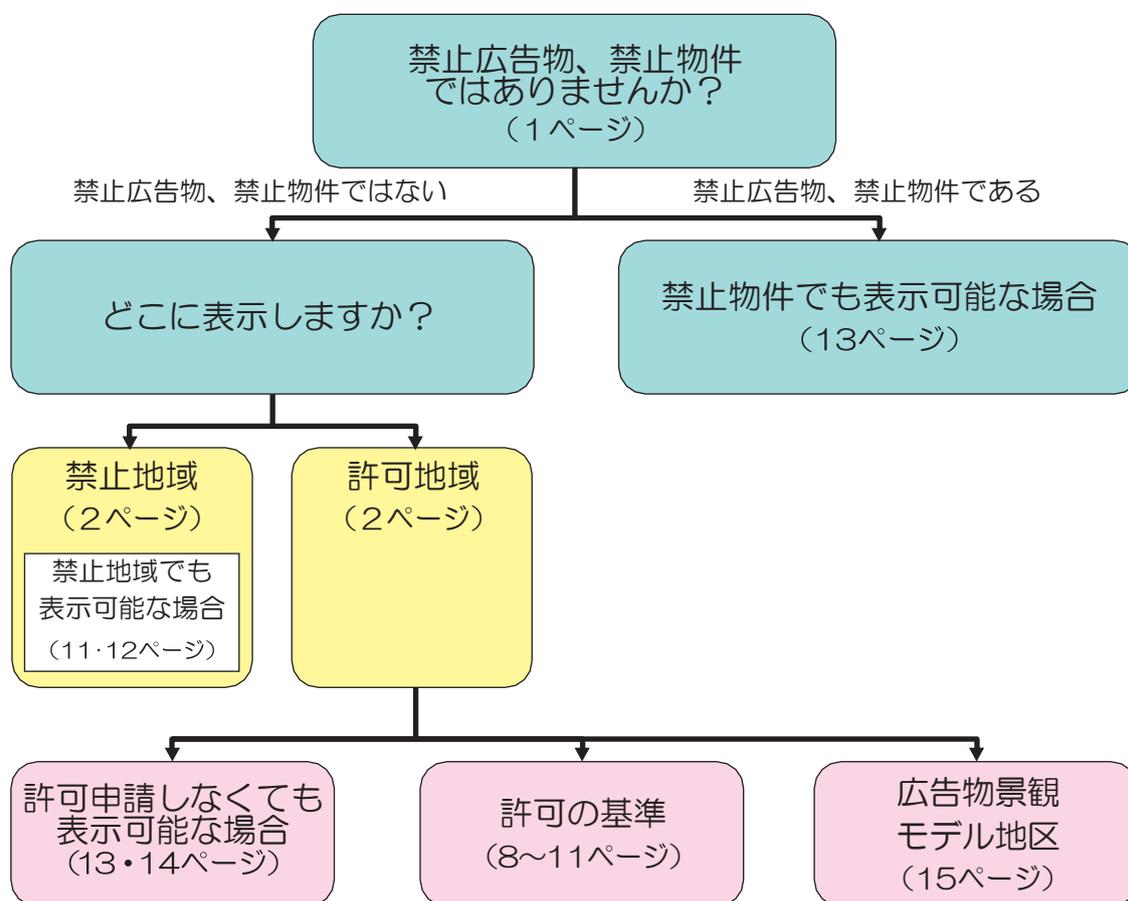
禁止地域及び許可地域の確認は、屋外広告物の設置等、許可事務を所管する各土木事務所（又は市町）にお問い合わせください（裏表紙参照）。

屋外広告物を表示するときに必要なこと



1 広告物を表示しようとする場所等を検討する

- (1) 表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するようなものでないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件でないか等に注意しましょう。
- (2) 次に広告物を表示しようとする地域が、禁止地域でないかどうかを確認します。
(表示しようとする広告物が、自家用広告物、道標・案内図版である場合は、禁止地域であっても特に許可を受けて表示することができます。ただし、許可を受けるためには、大きさ、表示方法等が許可の基準に適合していなければなりません。)
- (3) 広告物を表示しようとする地域が許可地域である場合は、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。
- (4) さらに、広告物を表示する目的（公共的なものや社会生活上やむを得ないもの）によっては、特に許可を要さないことが定められている（ただし、ほとんどの場合、広告物の大きさや表示方法が制限されています。）ことがありますので、これらのことで分からないことがあれば、最寄りの県土木事務所（広告物の設置場所によっては市役所・町役場）に相談するようにしてください。



2 許可を受ける（許可が必要な広告物の場合）

- (1) 許可が必要な広告物は
許可地域で広告物を表示する場合及び禁止地域で特に許可を受けて自家用広告物、道標・案内図版等を表示する場合には、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。一度表示した広告物を変更したり改造したりする場合も、同様です。
- (2) 手続きは土木事務所で行う
許可の手続きは県の土木事務所（広告物の設置場所によっては市役所・町役場）で行いますので、所定の申請書により許可申請手続きを行います。なお、申請前に事前にご相談いただきますと手続きが円滑に進められます。



(3) 手数料を負担する

許可を受ける人は、申請手数料が必要となります。広告物の種類及び面積に応じて県の収入証紙を申請書に添付して納入してください(市役所・町役場へ申請の場合は、別途お尋ねください。)

(4) 許可済証を広告物にはり付ける

申請された広告物が許可の基準に適合している場合は、許可証と許可済証が交付されます。許可済証はステッカーになっていますので、許可を受けている証として広告物にはり付けます。

3 広告物を管理する

広告物が汚れたり壊れたりしないように常に注意し、汚れたり壊れたりした場合はすぐに清掃、修繕等を行わなければなりません。許可の不要な広告物についてもこれらのことが必要であることはいうまでもありません。

また、許可を受けて広告物を表示する場合(はり紙や立看板等の場合は除く。)は、広告物の地上からの高さ等により、必要な知識を有する者に管理させる必要があります。

地上からの高さ・許可期間	管理者の要件
高さが4m以内 かつ 許可期間が1年以内	資格要件なし
高さが4m超 または 許可期間が1年超	屋外広告士
	自治体開催の屋外広告物講習会修了者(電柱類広告に限る)
	職業訓練指導員、職業訓練修了者(いずれも広告美術科にかかるもの)、一級・二級広告美術仕上げ技能士
	一級・二級建築士で自治体開催の屋外広告物講習会修了者
	第一種、第二種電気工事士(電柱類広告に限る)
	(一社)日本屋外広告業団体連合会、(公社)日本サイン協会が開催する安全点検技能講習の修了者

4 広告物を点検する

広告物は雨や風、強い日差しなどの自然環境にさらされており、常に老朽化が進んでいます。

そのため、許可の有無にかかわらず広告物を表示している場合(一部の広告物を除く。)は、必要な知識や資格を有する者(管理者の要件と同一)を点検実施者として、少なくとも3年に1回の安全点検をしなければなりません。この他にも、広告物の変更や改造、自然災害が原因で公衆に危害を加えるおそれがある場合も点検が必要になります。

広告物の種類	点検の要否
簡易広告物、移動広告物、アドバルーンなど	点検不要
表示・設置後10年以内の広告物	要点検(原則目視点検)
表示・設置後10年超の広告物	要点検(標準点検)
表示・設置後の経過年数が不明の広告物	

※標準点検＝屋外広告士等が、広告物に概ね60cm以内に近づき、目視・触診・打診・検査により、外部及び内部等について点検

目視点検＝屋外広告士等が、広告物に近づき、目視により、外部(必要がある場合は内部)について点検

5 許可の更新を受ける(許可が必要な広告物の場合)

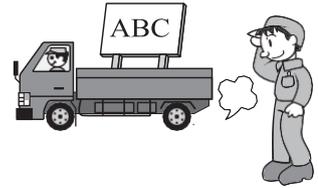
広告物の許可には期限があります(簡易広告物、アドバルーン、移動広告物を除き、最長3年まで許可を受けることができます。)。さらに継続して広告物の表示が必要となるときは、許可の期間が切れる10日前までに許可の更新申請を行いましょ。

なお、許可の更新を受ける際には、申請前3ヶ月以内に行った安全点検の結果を添付する必要があります(一部の広告物を除く。)

6 広告物が不要になったときは除却する

広告物を表示する必要がなくなったときは、広告物を除却しなければなりません。許可の不要な広告物についてもこのことが必要であることはいうまでもありません。

なお、許可を受けて広告物を表示している場合は、除却届出書を許可を受けた土木事務所（又は市町）に提出する必要があります（ただし、簡易広告物や移動広告物の場合は必要ありません。）。



7 これらの規定に違反した場合

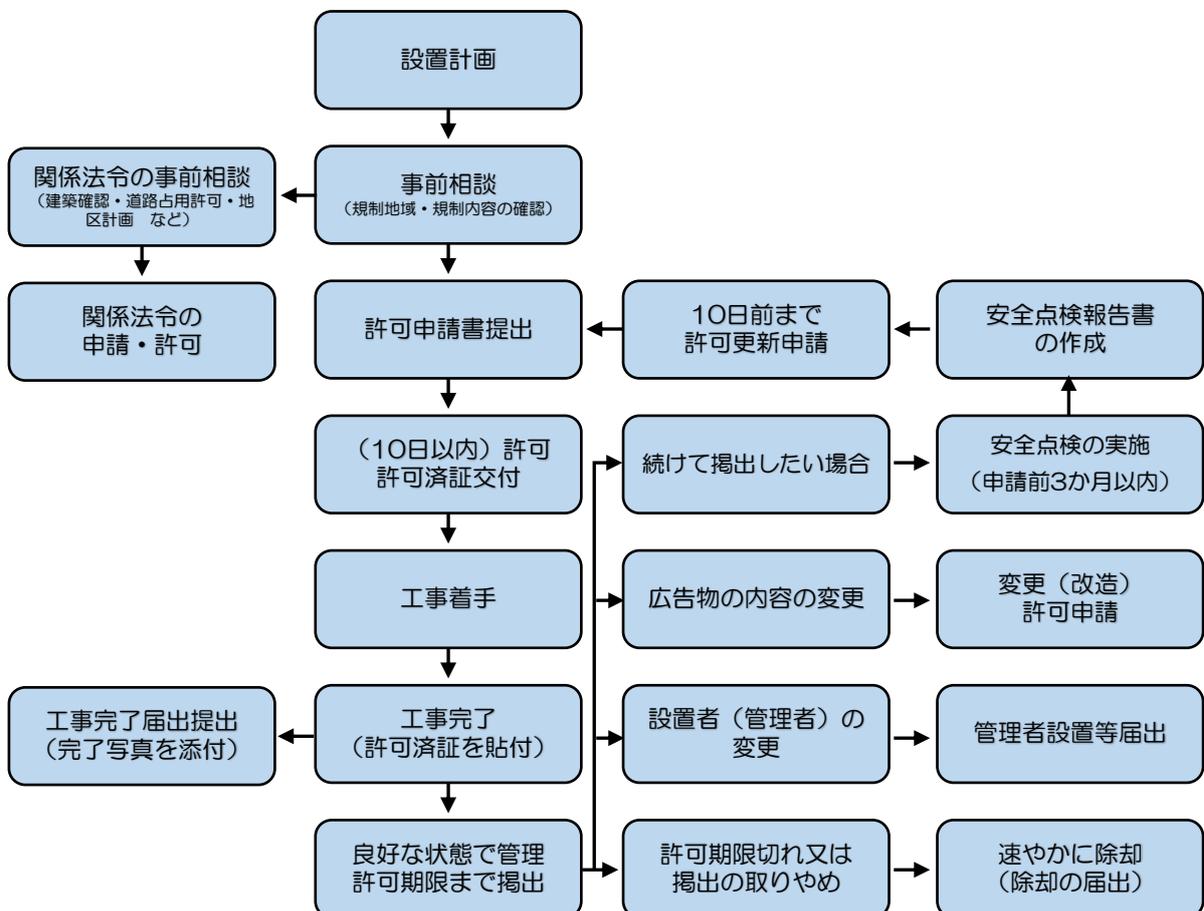
条例の定めに違反して表示されている広告物を表示している者には、広告物を改善又は除却するように、という命令が出されます。この命令に従わない場合に、知事は違反広告物に「この広告物は違反広告物です」というステッカーをはり付けることができます。違反が悪質でなおも改善がみられない場合は、知事が自ら違反広告物を除却することがあります。

なお、違反者には最高で50万円の罰金が課せられます。

8 その他必要なこと

広告物の表示・設置を業として営む者（県内における営業所の有無を問いません）は、知事の登録を受けなければなりません。登録するには「屋外広告物講習会」（各県又は政令市、中核市で開催しています。）を修了した者や国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が行う試験の合格者である「屋外広告士」などが各営業所に1名以上いることが必要です。登録を行った者は、「登録番号」等を記載した標識を営業所の目立つところに表示しておかなければなりません。広告物の設置・表示を依頼する側も屋外広告業登録業者に頼むようにしましょう。

屋外広告物の許可申請を出す場合の手順



■ 許可申請の際に必要な書類

- 1 屋外広告物表示（設置）許可申請書
- 2 広告物を表示し、又は設置する場所の見取図
- 3 広告物の形状、寸法、材質、構造、表示方法を示す図面及び仕様書
- 4 広告物を設置する場所、物件が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書の写し
- 5 他の法令の規定による許可を要する場合は、その許可書の写し（工作物の建築確認、道路占用許可、道路使用許可など）
- 6 安全点検報告書（許可不要→許可必要となった広告物等の新規申請、既設の建築物・工作物・設備等に新しく広告物等を表示・設置する場合の新規申請時のみ）
- 7 屋外広告物管理者設置等届出書（簡易広告物や移動広告物、アドバルーンの場合は不要。）
- 8 管理者の資格証の写し（上記7の添付書類。資格要件がない場合（4ページ参照）は不要。）

■ 建築基準法、道路法、道路交通法、都市計画法などに関する手続き

屋外広告物の掲出には、許可申請のほかに、建築基準法、道路法及び都市計画法に基づく手続きが必要となる場合があります。

- 1 高さ4mを超える広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。
- 2 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可や道路交通法による道路使用の許可が必要です。
- 3 都市計画法により定められた地区計画区域では、広告物の設置の届出が必要となる地区があります。

■ 許可申請書の提出先

屋外広告物を掲出する場所を管轄する各土木事務所又は事務移譲市町です（裏表紙参照）。

許可期間と許可手数料

区 分		金 額	
簡易広告物	はり紙（1ヶ月以内）	50枚以下のもの	240円
		51枚以上100枚以下のもの	480円
		101枚以上のもの 480円に100枚を超える枚数が100枚までごとに240円を加算した額	
	広告幕（6か月以内）	1枚につき	500円
	立看板（1年または6ヶ月以内）	1枚につき	360円
固定広告物 及び 移動広告物	建植看板、広告板、壁面広告、 広告柱、広告塔（3年以内） 及び移動広告物（1年以内）	1㎡以内のもの	600円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1,200円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	1,800円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	2,400円
		10㎡を超えるもの 2,400円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに800円を加算した額	
	電柱類広告（3年以内）	そで型のもの 1枚につき	480円
		巻型のもの 1組につき	480円
特殊装置広告物	照明広告物（3年以内）	1㎡以内のもの	900円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1,800円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	2,700円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	3,600円
		10㎡を超えるもの 3,600円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに1,200円を加算した額	
	アドバルーン（1か月以内）	1基につき	2,500円
その他の広告物	知事が定める額		

※ 面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入となります。

許可申請書の記載例

様式第1号 (第3条関係)

屋外広告物表示(設置)許可申請書

①申請日

令和3年4月1日

宮城県 土木事務所長 殿

②申請者

③施工者
◆業登録番号も記載

申請者:住所(〒980-0970) 仙台市青葉区本町〇-〇-〇 電話 022-211-〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社 宮城県都市計画商事

施工者:住所(〒983-8601) 仙台市宮城野区〇-〇-〇 電話 022-211-〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社 宮城広告

登録番号 宮城県屋外広告業登録第〇〇〇号

④広告物等の種類
◆特殊照明の有無も記載

⑥管理者
◆資格の名称も記載

⑤広告物等の概要
◆形状等を記載
詳細は別紙等で可

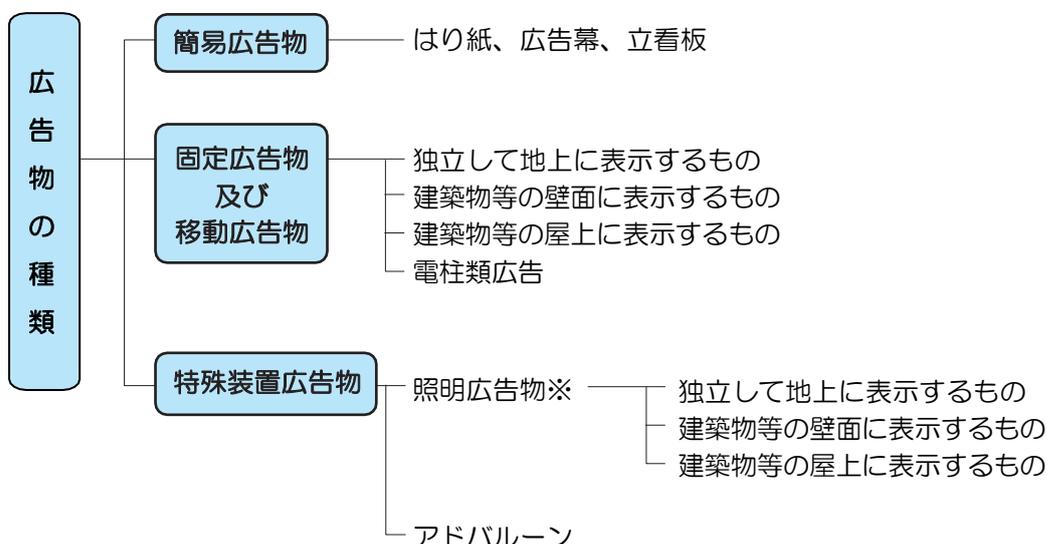
屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の表示(設置)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物等の種類	壁面広告物 (特殊照明装置の有無) なし		広告物等の概要 (形状, 意匠, 色彩, 大きさ)
管理者 (規則で定める広告物等の場合, 設置は不要です。)	(住所) 〒989-1245 宮城県大河原町〇-〇-〇 (氏名又は名称) 宮城 太郎 (資格等の名称等) 屋外広告士		壁面①: 壁面看板, 緑白・文字黒, 3㎡ 壁面②: 突出看板, 緑白・文字黒, 2㎡
表示(設置)の場所	宮城県名取市〇-〇-〇 地域区分 第一種許可地域		⑦表示の場所
表示(設置)の期間	令和3年5月2日から令和6年5月1日まで		⑧表示の期間 ◆定められた期間内か
表示(設置)の個数	2個(枚)	表示面積 (1個(枚)につき) 別紙のとおり	⑩面積 ◆書き切れない場合は別紙でも可
表示(設置)の概要 (該当するものを記入すること。)	1 屋上又は独立して地上に表示(設置)する広告物等(高さ) m 2 壁面に表示(設置)する広告物等(突出し幅) 1 m 3 屋上に表示(設置)する広告物等(建築物等の高さ) m (屋上に既設している広告物等の数) 4 電柱類広告(下端から地上までの距離) m 5 第一種禁止地域内の自家用広告物(敷地内に既設している広告物等の数)		
特例許可の申請事由 (条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の場合)	別紙のとおり		
工事完了予定年月日	令和3年5月2日		
収入証紙欄	宮城県収入証紙 2400円分		⑪表示等の概要 ◆基準内であること
(注意) 1 申請者は, 許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。 2 申請書に, ①申請書の写し, ②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書, ③表示(設置)する土地又は建築物等の写し(他人の土地又は建築物等を利用する場合), ④他の法令の規定により必要とされる許可申請書の写しを添付してください。広告物が, はり紙, 立看板又は移動広告物であるときは, 5 書面の写しを添付してください。			
なお, 色彩に関する許可基準が適用される広告物等については, 「広告物等の概要」の欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。 (1) 使用する色のマンセル値又は一般社団法人日本塗料工業会(昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう。)発行の標準色見本帳の色票番号 (2) (1)の数値が不明の場合は, 色見本を添付すること。 3 資格の名称は屋外広告物条例施行規則第9条の2第3項各号に掲げる資格等の名称等を記入すること(管理者の設置が不要の広告物等又は地上から広告物等の上端までの距離が4m以内の広告物等であって, 許可の期間が1年以内の広告物等に係る申請の場合を除く。) 4 広告物が, はり紙又は立看板のときは, 「表示(設置)の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。 5 下の欄には, 記入しないでください。			
上記の申請について, 別紙条件を付して許可してよろしいか。			
決裁欄			
許可年月日	年 月 日	許可番号	指令第 号
		許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所へ到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

屋外広告物の許可の基準

許可を受けるためには、許可の基準に適合していなければなりません。許可の基準は、広告物の種類ごとに定められています。



※ 照明広告物とは、固定広告物（電柱類広告を除く。）に特殊照明装置を使用したものをいいます。特殊照明装置とは、広告物に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいいます。

許可地域における許可の基準

簡易広告物の許可の基準

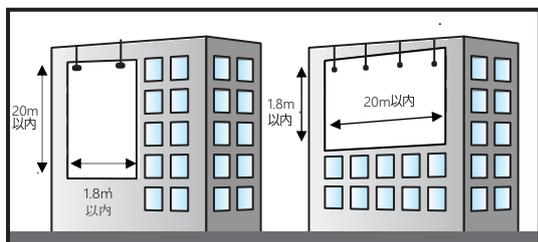
[はり紙] 紙、布、ビニール布等で作られたもので、建築物等に簡易に取り付けて表示するもの

- 面積が1㎡以内。
- 同一のものを2枚以上続けて表示しない。

[広告幕] 布、ビニール布等で作られたもので、建築物等を利用して懸垂状又は横断状に表示するもの

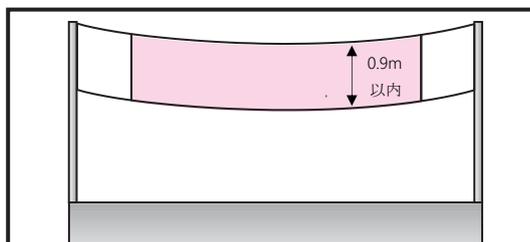
<懸垂状のもの>

- 幅が1.8m以内で、長さが20m以内。



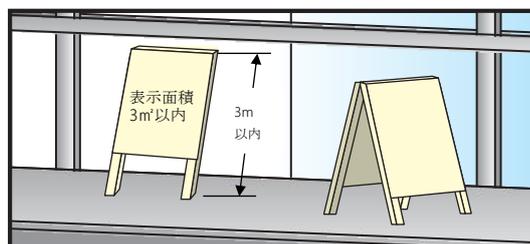
<横断状のもの>

- 幅が0.9m以内。



[立看板] 木製の枠に紙、布、ビニール布、ベニヤ板、金属板等を張ったもので、建築物等に立て掛け等をして表示するもの

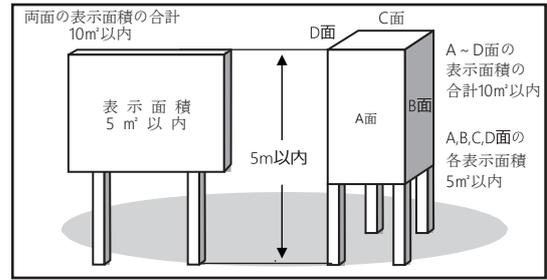
- 面積が3㎡以内で、高さが3m以内。
- 容易に倒伏等しないように固定する。



独立して地上に表示する広告物の基準

[第1種許可地域の基準]

- 広告物の1面の面積が5㎡以内、1つの広告物の面積の合計が10㎡以内で、高さ5m以内。



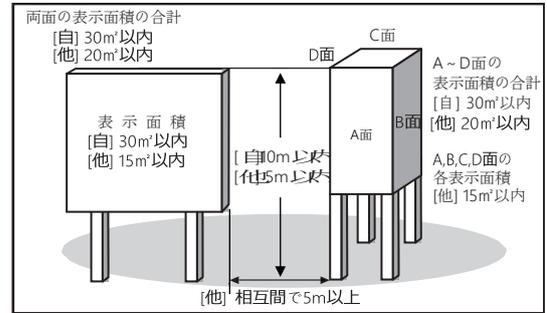
[第2種許可地域の基準]

＜建築物と同一の敷地内に表示されるもの＞

- 1つの広告物の面積の合計が30㎡以内で、高さ10m以内。

＜それ以外のもの＞

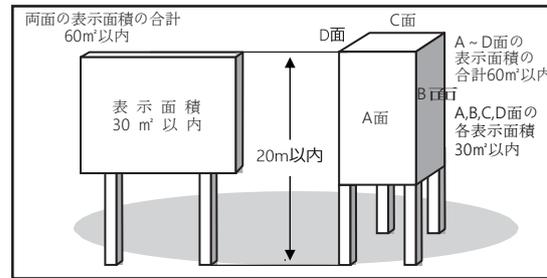
- 1面の面積が15㎡以内、1つの広告物の面積の合計が20㎡以内で、高さ5m以内。
- 他の独立して地上に表示する広告物（許可を受けて表示しているものに限る。）からの距離が5m以上。



[自] 建築物と同一の敷地内に表示されるもの
[他] それ以外のもの

[第3種許可地域の基準]

- 1面の面積が30㎡以内、1つの広告物の面積の合計が60㎡以内で、高さ20m以内。

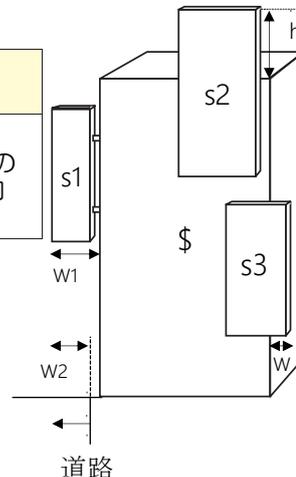


建築物等の壁面に表示する広告物の基準

[共通の基準]

- 壁面の窓等の開口部を閉鎖しない。
- 水平方向に突き出す場合…突出し幅は、壁面から1.5m以内、道路上で1m以内。
- 壁面の先端から上方へ突き出す場合…壁面の先端を超えて突き出す高さは1m以内。

許可地域	第1種	第2種	第3種
1つの壁面に表示する広告物の面積の合計	壁面の面積の1/5以内	壁面の面積の1/4以内	壁面の面積の1/3以内

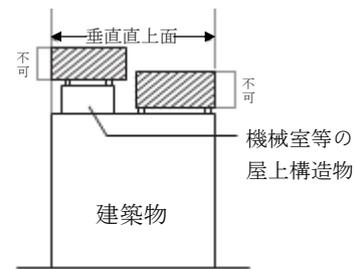


・建築物の1つの壁面に表示する広告物の面積の合計 ($s_1 + s_2 + s_3$) が 当該壁面の面積(\$) の $1/3$ ($1/4$ または $1/5$) を超えないこと
突出し幅が上方 (h) へ1m以内、水平方向へは壁面から (w_1) 1.5m以内、道路上で (w_2) 1m以内で

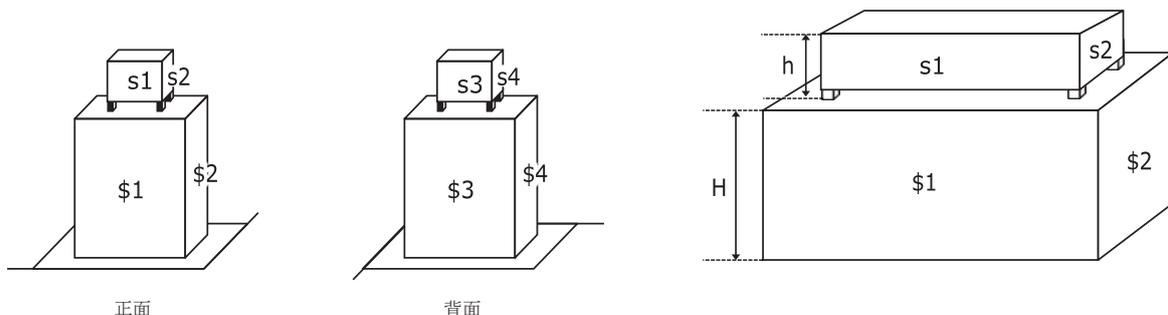
建築物等の屋上に表示する広告物の基準

[共通の基準]

- 1つの建築物等の屋上に表示する広告物の数は4以内。
- 建築物等の壁面の垂直直上面を超えて突き出さない。
- 広告物の高さは、広告物を表示する建築物等の高さを超えない。
- 高さ20mを超える建築物の屋上に面積200㎡を超える広告物を表示する場合は、特殊照明装置（8ページ参照）を使用せず、高彩度色（9ページ参照）を広告物等の一面の面積（建築物等の屋上構造物の壁面に直接塗り書き他又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積）の1/5を超えて使用しない。



許可地域	第1種	第2種	第3種
広告物の面積の合計	建築物・工作物の壁面面積の合計の1/5以内	建築物・工作物の壁面面積の合計の1/4以内	建築物・工作物の壁面面積の合計の1/3以内
広告物の1面の最大面積	建築物・工作物の壁面のうち最大のものの1/5以内	建築物・工作物の壁面のうち最大のものの1/4以内	建築物・工作物の壁面のうち最大のものの1/3以内
高さ	5m以内	10m以内	20m以内



- 広告物の面積 ($s_1+s_2+s_3+s_4$) が建築物の壁面面積 ($\$1+\$2+\$3+\4) の $1/3$ ($1/4$ 又は $1/5$) 以内であること。
- 広告物の1面の面積 (s_1, s_2, s_3, s_4) のそれぞれが建築物の壁面面積 ($\$1, \$2, \$3, \4) のうち最大のものの $1/3$ ($1/4$ 又は $1/5$) 以内であること。
- 広告物の高さが建築物の高さを超えず、かつ、20m (10m又は5m) 以内であること。

$$s_1+s_2+s_3+s_4 \leq 1/3 \text{ (} 1/4 \text{又は} 1/5 \text{)} \times (\$1+\$2+\$3+\$4)$$

$$s_1, s_2, s_3, s_4 \leq 1/3 \text{ (} 1/4 \text{又は} 1/5 \text{)} \times (\$1, \$2, \$3, \$4 \text{のうち最大の面積のもの)}$$

$$h \leq H \text{ かつ } h \leq 20\text{m (} 10\text{m又は} 5\text{m)}$$

禁止地域における許可の基準

禁止地域は原則として広告物を表示することができない地域ですが、公益上必要な物件で知事が指定するものに表示する一部の広告物、道標・案内図板、自家用広告物のように必要性の高いものについては、特に許可を受けて表示できることとしています。

公益上必要な物件で知事が指定するものに表示する広告物

以下の条件を満たす広告物は、禁止地域であっても、許可を受ければ表示できる場合があります。表示を検討している場合は、宮城県土木部都市計画課行政班（TEL：022-211-3132）まで御相談ください。

[必要な条件]

- 公益上必要な物件であること。
- 知事が指定するものに表示する広告物であること。
- 表示する広告物に係る広告料収入を当該物件の設置又は管理に要する費用に充てること。

自家用広告物の基準

第1種禁止地域

[共通の基準]

- 固定広告物により表示する。
- 建築物の窓等を閉鎖するものではないこと。
- 第2種許可地域の許可の基準に適合する。
- 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色（9ページ参照）を広告物等の一面の面積の1/5を超えて使用しない（ただし、面積が1㎡以内のときは1/2を超えて使用しない。）。
- 1つの住所、事業所、営業所の敷地内に表示する広告物の数が4以内で、面積の合計が50㎡以内。

[独立して地上に表示するもの]

- 1面の面積が5㎡以内、1つの広告物の面積の合計が10㎡以内で、高さが3m以内。

[建築物等の壁面に表示するもの]

- 建築物等の1つの壁面に表示する広告物の面積の合計が当該壁面面積の1/6以内。
- 壁面の上端から上方へ突き出す場合…壁面の上端から1m以内。

[建築物等の屋上に表示するもの]

- 1つの建築物等の屋上に表示する広告物の面積の合計が、当該建築物等の壁面面積の合計の1/6以内。
- 建築物等の高さを超えず、高さが3m以内。

[電柱類広告]

- 許可地域の許可の基準と同様（9ページ参照）。

第2種禁止地域

- 第2種許可地域の基準と同様。

道標・案内図版の基準…目的地・目的物を案内することを目的とする広告物

第1種禁止地域・第2種禁止地域共通

[共通の基準]

- 1つの広告物の面積の合計が5㎡以内。
- 同一の住所、事業所、営業所へ誘導する広告物相互間の距離については500mを超えて表示すること。
- 誘導する住所、事業所、営業所までの距離が5,000m以内。
- <第1種禁止地域のみ> 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色（9ページ参照）を広告物等の一面の面積の1/5を超えて使用しない（ただし、面積が1㎡以内のときは1/2を超えて使用しない。）。

[独立して地上に表示するもの]

- 1つの広告物の高さが3m以内。
- 他の独立して地上に表示する広告物（許可を受けて表示しているものに限る。）からの距離が5m以上（建築物と同一の敷地内に表示するものを除く。）。

[建築物等の壁面に表示するもの]

- 水平方向に突き出す場合…壁面から1.5m以内（道路上に突き出す場合は1m以内。）
- 壁面の上端から上方へは突き出さない。

[建築物等の屋上に表示するもの]

- 表示できません。

許可等の不要な広告物

次に掲げるような広告物は、社会生活上最低限必要なものと認められるため、屋外広告物条例の規制の一部の適用が免除されています。

■禁止物件にも表示でき、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- イ 法令の規定により表示するもの
- ロ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示するもの
- ハ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター類

■禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- イ 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ロ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示するもの
- ハ 人、動物、車いす、シルバーカー、小児用の車、船舶等に表示するもの

また、次に掲げるような広告物は、一定の基準を守って表示された場合に限り、社会生活上最低限必要なものと認められるので、屋外広告物条例の規制の一部の適用が免除されます。

■一定の基準内で表示された場合のみ禁止物件にも表示でき、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

ベンチ、くず入れ、吸いがら入れ、噴水、花だん、防犯灯柱、街路灯柱、都市公園内の遊戯施設に寄贈者名を表示する広告物

[共通の基準]

- 広告物の数が1つの施設又は物件につき2個以内。
- 特殊照明装置（8ページ参照）又はけい光、発光、反射を伴う塗料や材質を使用しない。

[防犯灯柱、街路灯柱に表示する場合の基準]

<巻型>

- 巻き幅が0.9m以内で、長さが1.8m以内。
- 下端が地上から1.2m以上。

<そで型>

- 横幅が0.5m以内、縦幅が1.8m以内で、かつ、突出し幅が1m以内。
- 下端が地上から2.5m以上（車道上では4.5m以上）。

[それ以外の施設・物件に表示する場合の基準]

- 表示方向から見た施設・物件の投影面積の1/10以内で、かつ、0.5㎡以内。

■一定の基準内で表示された場合のみ禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの。

[基準]

- 1つの住所、事業所、営業所、作業場に表示する広告物の面積の合計が15㎡以内（ただし、第1種禁止地域では7㎡以内）。
- 特殊照明装置（8ページ参照）又はけい光、発光、反射を伴う塗料や材質を使用しない。

- ロ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物

[基準]

- 管理する一団の土地又は管理する物件が存する一団の土地の区域に表示する広告物の面積の合計が7㎡以内。
- 特殊照明装置（8ページ参照）又はけい光、発光、反射を伴う塗料や材質を使用しない。

ハ 電車又は自動車に表示する広告物

[電車、乗合バス、貸切バスに表示する広告物の基準]

- 面積の合計が10㎡以内。

[その他の自動車に表示する広告物の基準]

- 面積の合計が20㎡以内。

二 公共的な目的のために表示する道標、案内図板等

[基準]

- 面積が4㎡以内（10以上の建物・施設等への案内を示す場合は10㎡以内）。
- 独立して地上に表示する広告物により表示する場合は、高さが3m以内。
- 寄贈者等の氏名、名称、店名・商標、事業・営業の内容を表示する場合は、その部分の面積の合計が当該広告物面積の1/5以内。
- 特殊照明装置（8ページ参照）又はけい光、発光、反射を伴う塗料や材質を使用しない。
- 電柱類広告により表示する場合は、許可地域の基準に適合するもの。

ホ 町内会、自治会等の公共的団体が公共的目的のために表示するもの

[基準]

- 面積が4㎡以内。
- 独立して地上に表示する広告物により表示する場合は、高さが3m以内。
- 寄贈者等の氏名、名称、店名・商標、事業・営業の内容を表示する場合は、その部分の面積の合計が当該広告物面積の1/5以内。
- 特殊照明装置（8ページ参照）又はけい光、発光、反射を伴う塗料や材質を使用しない。

ヘ 地方公共団体や町内会、自治会等の公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物

[基準]

- 面積1㎡以内のはり紙により表示する。
- 広告物の表示面に表示者の氏名（名称）、住所と表示した日を明記する。
- 広告物の表示期間が1か月以内。

■一定の基準内で表示された場合のみ許可地域に許可不要で表示できるもの

- イ 政治資金規正法の届出をした政治団体が表示する広告物
- ロ 政治又は学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示する広告物
- ハ 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示する広告物
- ニ 表示の期間が5日を超えない広告物

[共通の基準]

- 簡易広告物（はり紙、立看板、広告幕）により表示する。
- 広告物の大きさは、簡易広告物の許可の基準を満たすもの。
- 広告物の表示面に表示者の氏名（名称）、住所と表示した日を明記する。

[イ、ロ、ハの基準]

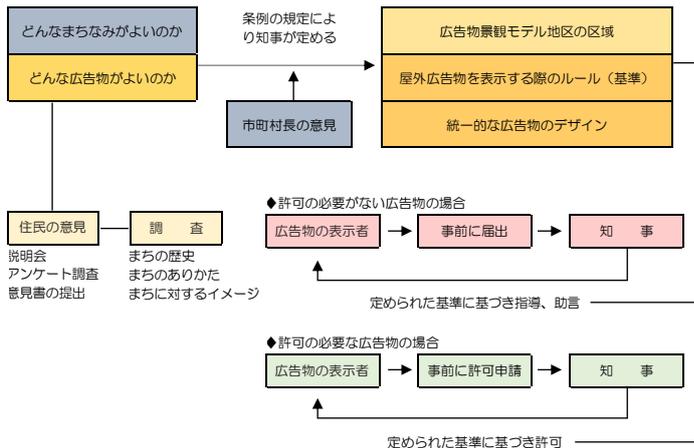
- 広告物の表示期間が以下のとおりであること。
 - はり紙 1か月以内
 - 立看板（ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示したもの） 4か月以内
 - 立看板（上記以外のもの） 2か月以内
 - 広告幕 1か月以内

広告物景観モデル地区

「広告物景観モデル地区」制度は、屋外広告物をその地域のまちなみや自然環境などに調和したものにしようという住民の方々の活動を後押しするための制度で、良好な景観を形成するため特に必要と認める区域を知事が指定します。

通常、屋外広告物の許可の基準は県内一律ですが、広告物景観モデル地区では住民のみなさんの意見を集約して決めたルールにより、県の土木事務所が許可します。

広告物景観モデル地区では、許可が不要な広告物についても、特に小さいものなどを除き、表示・設置の前に届出をしていただくことになっています。その際、「広告物景観形成基準」に従って指導・助言を行います。



大崎市岩出山通丁南町通り沿線地区

[広告物景観モデル地区指定状況]

市町村名	地区名	指定年
大崎市古川	古川十日町地区	平成6年
塩竈市	都市計画道路北浜沢乙線沿線地区	平成7年
大崎市岩出山	都市計画道路通丁南町通り沿線地区	平成8年

広告物景観モデル地区の基準等については、県の土木事務所（裏表紙参照）に事前にお問い合わせください。

屋外広告業登録制度

宮城県内（仙台市を除く。）で屋外広告業を営む方は、宮城県知事の登録を受けることが必要です。登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、罰せられます。登録の有効期間は5年間で、登録申請手数料は新規・更新とも10,000円です。

※仙台市内で屋外広告業を営む方は、仙台市での登録が必要となります。宮城県内全域で営業を行う場合は、宮城県と仙台市の双方に登録が必要となります。

■『屋外広告業』とは

広告主から広告物の表示又は広告物を提出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいい、元請け、下請けを問いません。

※広告物の設置に関する工事を請け負わない広告代理店や、広告物の印刷・制作だけを行うものは、この「業」には該当しません。

[申請方法]

登録申請書に必要な添付書類を添え、宮城県土木部都市計画課行政班（裏表紙参照）あて申請してください。郵送も可能です。

[提出書類]

- 1 登録申請書（様式第12号）
 - 宮城県収入証紙10,000円分を貼付してください。宮城県収入証紙は、最寄りの「宮城県収入証紙売りさばき所」で購入してください。
- 2 誓約書（様式第13号）
- 3 略歴書（様式第14号）
 - 法人で登録する場合は、役員全員の略歴書が必要です（監査役を除く。未成年者が登録を受ける場合は、法定代理人の略歴書も必要です。）。
- 4 登記事項証明書（登記簿謄本）
 - 法人で登録する場合、個人が商号により登録を受ける場合のみ必要です。
- 5 住民票の抄本
 - 宮城県内にお住まいの方の住民票は不要です（他県にお住まいの方は必要です。）。
 - 個人登録の場合は、登録申請者本人の住民票の抄本
 - 法人で登録する場合は、役員全員（監査役を除く。未成年者の場合はその法定代理人の住民票も必要）の住民票の抄本
 - 業務主任者の住民票の抄本
- 6 業務主任者資格証明書
 - 業務主任者が資格等を有する者であることを証明する書面（講習会修了証の写しなど）

[業務主任者の設置]

登録を受ける営業所ごとに業務主任者を設置する必要があります。業務主任者となるためには、以下のいずれかに該当することが必要です。

- 1 屋外広告士
- 2 屋外広告物に関する講習会の課程を修了した者（他県市で開催された講習会でも可）
- 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者、広告美術科に係る職業訓練を修了した者
- 4 知事が1～3と同等以上の知識を有するものと認定した者

[登録拒否事由]

以下の事項に該当する場合は、登録を受けることができません。

- 1 登録申請書、添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 登録の取消しを受けてから2年を経過していない者
- 3 法人である屋外広告業者が登録を取り消された場合において、その処分前30日以内に当該法人の役員であった者で、処分日から2年を経過しないもの
- 4 営業停止命令を受け、その停止期間が経過しない者
- 5 屋外広告物法に基づく条例又は条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 6 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が2～5のいずれかに該当するもの
- 7 法人の役員のうち2～5のいずれかに該当する者があるもの
- 8 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

[登録後の義務]

- 1 標識の掲示（様式第21号）
営業所ごとに名称、登録番号等を記載した標識を作成し掲げる必要があります。
- 2 帳簿の備付け（様式第22号）
営業所ごとに注文者の氏名、広告物の設置場所等を記載した帳簿を5年間備え付ける必要があります。
- 3 変更の届出（様式第15号）
登録事項に変更があったときは届出を行う必要があります。
- 4 廃業等の届出（様式第16号）
宮城県内で屋外広告業を廃止したときは、廃業等の届出を行う必要があります。

[登録の取消し等]

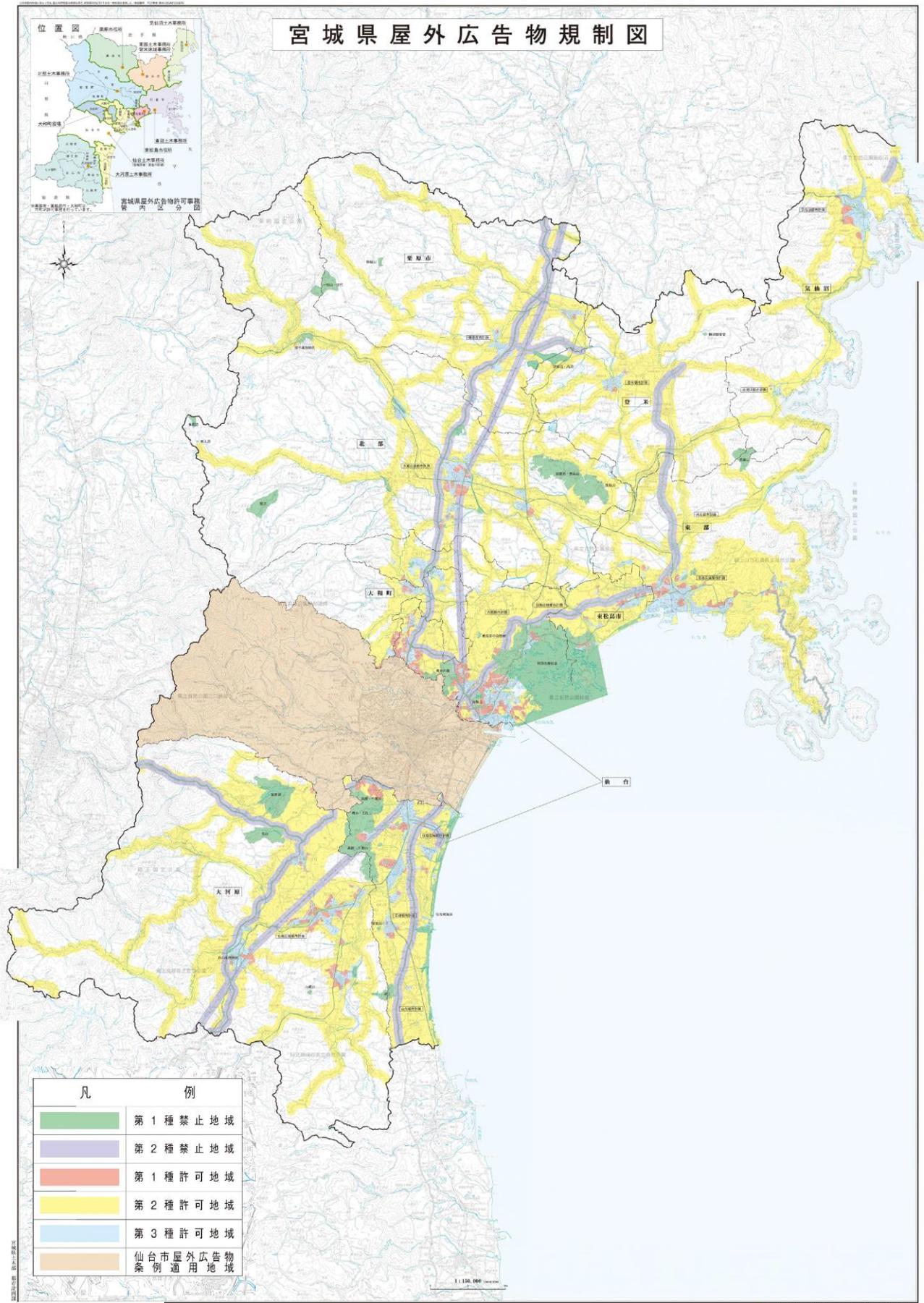
以下の事項に該当する場合は、登録の取消し又は営業の全部・一部の停止（6ヶ月以内）を命じられる場合があります。

- 1 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- 2 登録拒否事由に該当することになったとき。
- 3 登録事項の変更届出がなされず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 屋外広告物法に基づく条例又は条例に基づく処分に違反したとき。

[更新手続き]

登録の有効期間は5年間ですので、有効期間の切れる30日前までに更新の申請手続きを行っていただく必要があります。

県内の規制地域一覧



平成 28 年 5 月



※左記「宮城県屋外広告物規制図」の位置図を拡大したものと

実際に広告物を表示しようと計画している地域の規制に関する詳細は、宮城県のホームページや屋外広告物の設置等、許可事務を所管する各土木事務所（又は市町）にお問い合わせの上、ご確認ください（裏表紙参照）。

このしおりは、宮城県屋外広告物条例及び関係規定の概略を説明したものです。詳しい内容については、条文等をご確認下さい。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>)

- 宮城県屋外広告物条例
 - 宮城県屋外広告物条例施行規則
 - 告示
- ほか

屋外広告物の表示（設置）に関する問い合わせ先

広告物を表示する場所ごとに問い合わせ先が下記のとおり定められています。

広告物を表示しようとする場所	問い合わせ先	住所および電話番号
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原土木事務所 （行政班）	大河原町字南129-1 TEL：0224-53-3903
塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村	仙台土木事務所 （行政第一班）	仙台市宮城野区幸町4丁目1-2 TEL：022-297-4117
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部土木事務所 （行政班）	大崎市古川旭4丁目1-1 TEL：0229-91-0732
登米市	東部土木事務所 登米地域事務所 （行政班）	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 TEL：0220-22-2494
石巻市、女川町	東部土木事務所 （行政班）	石巻市あゆみ野5丁目7 TEL：0225-94-8692
気仙沼市、南三陸町	気仙沼土木事務所 （行政班）	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 TEL：0226-24-2539
栗原市	栗原市 建設部建設課	栗原市築館薬師1丁目7-1 TEL：0228-22-1152
東松島市	東松島市 復興政策部 復興都市計画課	東松島市矢本字上河戸36-1 TEL：0225-82-1111（代表）
大和町	大和町 都市建設課	大和町吉岡まほろば1丁目1-1 TEL：022-345-7504

注 意

- ・ 仙台市の区域には宮城県屋外広告物条例は適用されません。
仙台市の区域は、仙台市屋外広告物条例が適用になります。
宮城県の条例と仙台市の条例とでは規制や基準が異なる場合がありますので、ご注意ください。
仙台市都市整備局計画部都市景観課（TEL：022-214-8288）
- ・ 栗原市、東松島市、大和町には、屋外広告物の許可の権限等を移譲していますので、各市町の区域で広告物の設置等を行う場合には、各市町から許可を受ける必要があります。

屋外広告業の登録及び講習会に関する問い合わせ先

宮城県庁 土木部 都市計画課 行政班 TEL：022-211-3132

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1